

登録にあたって

1 ボランティアについて

(1) 支援協力企業とは

支援協力企業とは、各「あすくる」または県が行う少年の支援、特に「就労支援プログラム」の中で、職場見学や職業体験の受け入れ、就労に向けてのアドバイス（講習）、アルバイト、雇用など、協力いただける範囲内での支援協力をしていただく企業をいいます。就労支援プログラムの中で、支援協力企業の存在およびその協力はなくてはならないものです。

そこで本年度から、県内の企業・事業主に広く募集を開始し、支援協力企業としての登録をお願いしているところです。

支援協力いただく企業については、その地域、職種、自営業・小規模企業・大規模企業等は一切問いません。どのような支援協力内容であっても、「子ども達のために・・・」という気持ちのある企業であれば大歓迎です。

(2) 青少年支援サポーターについて

青少年支援サポーターとは、少年の話相手になったり、様々な体験活動を支援したり、基礎学力を身につけるための学習を支援したり、就労にむけた技能や資格などの取得を支援するなどのサポートをお願いするものです。

活動内容や回数などは、お申し込み後に、各「あすくる」と相談していただいた上で決定します。

18歳以上であれば、居住地や資格等は問いません。

2 申込から支援協力までの手続について

(1) 申込方法

ご協力をいただける方は登録申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にて、県子ども・青少年局までお申し込みください。

(2) 申込後の流れ

ア 県は申込みをいただいた後、希望される「あすくる」に申込書の写しを送付します。

イ 送付を受けた「あすくる」では、「あすくる」の運営方針、対象少年の状況等と、あなたの希望される条件等を考慮して、支援協力いただく内容などについて検討します。

ウ 後日、「あすくる」から連絡をさせていただきますので、その際にどういった形で支援に協力していただくか等について決定します。

3 個人情報について

申込みいただいた際に取得した個人情報については、希望される「あすく
る」に提供するほかは、外部に提供しません。